

# 日本政策金融公庫とは・・・

100%政府出資の政策金融機関です。

国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業がそれぞれ連携し、幅広いサービスを提供しています。  
国民生活事業では、小規模事業者・創業企業のみなさまへの事業資金融資などを取り扱っています。

## ご利用の手続き

### ご相談 お申込

- 融資制度、お申込手続きなどのお問い合わせはお電話にて承っております。
- お申込の際は、所定の借入申込書にあわせて、最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含みます。)などをご提出いただけます。郵送やホームページでのお申込も可能です。  
※詳しくは、最寄りの支店または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

### ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況(計画)などについてお話を伺います。  
ご準備いただく書類は、営業状況(計画)や資産・負債の分かる書類などです。
- 事務所や店舗、工場をお訪ねすることがあります。

### ご融資

- ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

### ご返済

- ご返済は原則として月賦払いです。
- ご返済方法は、元金均等返済、元利均等返済、ステップ返済などを用意しております。  
※審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。

お申しいただいた後は迅速に対応させていただきます。ご融資が決まるまでの平均所要日数は、2週間程度(土日、祝日を含みます。)です。ただし、ご相談内容やご融資の条件などによっては、多少日数を要する場合があります。お急ぎの場合など詳しくは、最寄りの支店窓口にお気軽にご相談ください。



ホームページでもご利用の  
手続きをご案内しています。

※ホームページ上で、借入申込書のダウンロードができます。

### ご注意

当公庫と関係のない業者が「公庫と提携している」などと装って、ダイレクトメールや電話により融資を勧誘したり、あっせんを持ちかけるという事例が発生しています。このような勧誘等には十分ご注意ください。

### 事業資金に関するお問い合わせ先

事業資金相談ダイヤル

行こうよ! 公庫  
**0120-154-505**

[受付時間] 平日9:00~19:00(国民生活事業)

日本公庫

検索

<https://www.jfc.go.jp/>

事業承継をご検討のみなさまへ

# 事業承継・集約・ 活性化支援資金のご案内

想いを託す、未来に繋げる



# 日本政策金融公庫 国民生活事業には、 事業を承継するみなさまに、ご利用いただける融資制度があります。

## 〈 融資制度について 〉

- POINT 1** 事業承継等に際して、株式や事業用資産を取得する方が対象
- POINT 2** 多様化する事業承継に、幅広く対応
- POINT 3** 経営承継円滑化法の認定を受けた法人の、代表者個人への融資が可能

### 事業承継・集約・活性化支援資金の概要

ご利用 いただける方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安定的な経営権の確保により事業の継続を図る方であって、一定の要件<sup>(注1)</sup>に該当する方</li> <li>2. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者</li> <li>3. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方</li> <li>4. 事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、一定の要件<sup>(注2)</sup>に該当する事業を承継・集約する方</li> </ol>
融資限度額	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
ご返済期間	設備資金: <b>20年</b> 以内(うち据置期間2年以内) 運転資金: <b>7年</b> 以内(うち据置期間2年以内)
利率 <sup>(注3)</sup>	基準利率、特別利率A、特別利率B
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

(注1) 次のいずれかに該当する方をいいます。①親族内に後継者が不在である等により事業継続が困難となっている方から事業を承継する方②株主等から自己株式及び事業用資産の取得等を行う法人③事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業主)④事業会社の株式または事業用資産を取得する持株会社  
 (注2) 地域経済の産業活力維持に資する次のいずれかに該当する事業をいいます。①一定の雇用効果が認められる等、地域経済振興に資する事業②地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業である等、地域社会にとって不可欠な事業③先進性、新規性または技術力の高い事業であり、今後の発展が見込まれる有望な事業  
 (注3) お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、最新の金利情報は、日本公庫のホームページでもご覧いただけます。

## 〈 ご利用例について 〉

### ■親族内(ご子息)での事業承継

#### ～事業用資産(工場)の買取資金～

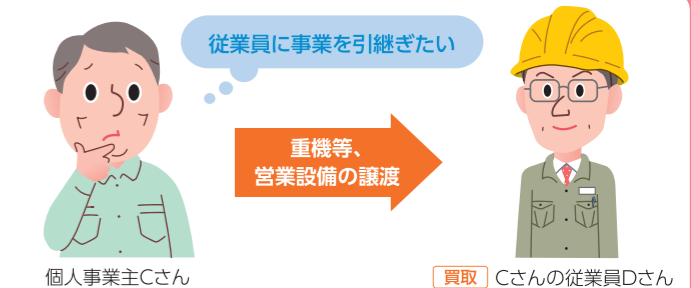
・加工業を営む個人事業主Aさんは高齢のため、今後の事業継続を図るべく、後継者として働いている長男Bさんに事業承継を検討。  
 ・Bさんは、事業承継に必要なAさん名義の工場の買取資金について、公庫に相談。



### ■親族外(従業員)への事業承継

#### ～事業用資産(営業設備)の買取資金～

・建設業を営む個人事業主Cさんは、親族内に後継者が不在だったことから、10年以上勤務歴のあるDさんに事業承継を検討。  
 ・Dさんは、事業承継に必要なCさん所有の重機等、営業設備の買取資金について、公庫に相談。



### ■親族外(従業員)への事業承継

#### ～株式の買取資金～

・広告業を営むE社の代表者Fさんは、今後の安定的な経営を図るべく、新代表者Gさんに自身の保有する株式を譲渡したうえでの事業承継を検討。  
 ・E社が「経営承継円滑化法」に基づく認定を受けたうえで、新代表者Gさんは、Fさんが所有するE社株式の買取資金について、公庫に相談。



### ■親族外(第三者)への事業承継

#### ～営業権の買取資金～

・小売業を営むI社は、廃業予定である同業者のH社から、営業権の買取依頼を受けた。H社は地域に密着した事業者であり、多くの住民に利用されていた。  
 ・I社は、今後の事業拡大を図る絶好の機会と捉えて、H社の営業権の買取資金について、公庫に相談。

